

令和5年 (第3回定例会)

総務企画消防委員会 会議録

令和5年9月7日

# 総務企画消防委員会 会議録

○開会日時 令和5年9月7日(木)

開議 午前10時00分

閉議 午前10時45分

○開会場所 市議会 第1委員会室

○出席委員(9名)

委員長	森山義治君	副委員長	小野佳子君
委員	泉武弘君	委員	野口哲男君
委員	松川章三君	委員	吉富英三郎君
委員	阿部真一君	委員	森裕二君
委員	塩手悠太君		

○欠席委員(0名)

○委員外議員出席者(0名)

なし

○執行部出席者

総務部長	柏木正義君	企画戦略部長	安部政信君
防災局長	白石修三君	総務部参事兼 債権管理課長	宇薄隆君
総務部次長兼 総務課長	行部さと子君	企画戦略部次長兼 財政課長	矢野義知君
市民税課長	佐保博士君	防災危機管理課長	中村幸次君

○議会事務局出席者

課長	中村賢一郎	課長補佐	岩男涼子
事務員	尾割春晃		

○付託議案及び審査結果等

付 託 議 案		審査結果
議第77号	令和5年度別府市一般会計補正予算（第6号）関係部分	全員一致による 原案可決
議第82号	別府市税条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第83号	別府市使用料の徴収に関する条例等の一部改正について	全員一致による 原案可決

○会議録 別紙のとおり

以上のとおり、本顛末に相違ないことを証明し、ここに記名捺印する。

令和5年9月7日

総務企画消防委員会

委員長 森 山 義 治

## 総務企画消防委員会 会議概要

○開議：10時00分

○森山委員長

おはようございます。

開会に先立ち、お知らせがございました。常任委員会の会議録につきましては、市議会公式ホームページにて公開されておりますので、議題外にわたる質疑、または個人のプライバシーに関する発言等には、十分ご注意ください。

ただいまから、総務企画消防委員会を開会いたします。当委員会に付託を受けました議案は、議第77号、令和5年度別府市一般会計補正予算（第6号）関係部分ほか2件でございます。審査は、お手元に配付しています議案審査順序表の記載順により各課に説明を受け、質疑の後、採択いたします。

初めに、総務課関係議案の審査を行います。議第77号、令和5年度別府市一般会計補正予算（第6号）総務課関係部分及び議第83号、別府市使用料の徴収に関する条例等の一部改正について、以上2件を当局から一括して説明を願います。

○柏木総務部長

おはようございます。総務部です。どうぞよろしくお願いいたします。

今議会に提出いたしました総務部関係議案は、議第77号、令和5年度一般会計補正予算（第6号）総務課関係部分、議第82号、別府市税条例の一部改正について、議第83号、別府市使用料の徴収に関する条例等の一部改正についての3議案です。

なお、議題83号につきましては、8つの条例を改正いたしますが、改正内容が同趣旨でありますことから、一括して総務課から上程させていただいております。

それでは、議第77号総務課関係部分及び議第83号について、担当課長がご説明いたします。何とぞ審議のほどをよろしくお願いいたします。

○行部総務課長

おはようございます。総務課長の行部です。よろしくお願いいたします。

初めに、議第77号、令和5年度別府市一般会計補正予算（第6号）総務課関係部分について説明いたします。座って説明させていただきます。

初めに歳入の補正について説明いたします。補正予算書の14ページのほうをご覧ください。

市債の一番上の段ですが、内竈コミュニティセンター整備事業債1,790万円を計上しております。これは、この後説明いたします内竈コミュニティセンターのトイレを多目的トイレに改修する事業の財源として計上しており、内竈コミュニティセンターは一時避難所に指定されていることから、地方債の一つであります緊急防災・減災事業債を活用するもので、本地方債は充当率100%、交付税算入率70%となっております。あわせて、補正予算書の6ページ、地方債の補正に内竈コミュニティセンター整備事業債1,790万円を計上しております。

次に、歳出の補正について説明いたします。補正予算書の15ページのほうをお願いいたします。

事業コード0128、公有財産維持管理に要する経費の追加額1,796万円についてです。こちらは、市有施設であります内竈コミュニティセンターのトイレを多目的トイレに整備するため、施設整備工事費を1,796万円予算計上するものです。内訳は、改修工事としまして、約937万2,000円。給排水衛生設備工事としまして、750万5,000円。電気設備工事としまして、約108万3,000円となっております。

内竈コミュニティセンターには、現在、外から入れる和式トイレが1か所、施設内に洋式トイレが2か所設置されています。この内竈コミュニティセンターと同じ敷地内に多目的広場があり、そのグラウンドで健常者と車いすの利用者が一緒にグラウンドゴルフを行っておりますが、外のトイレは和式で段差もあり、施設内のトイレも車いすが入るには狭く、車いすの方がトイレに困っている状況となっております。その困り事の解消としまして、多目的トイレを整備するものです。

また、この内竈コミュニティセンターは一時避難所に指定されていることから、車いすの方が避難した際に施設内のトイレをご利用できるように、施設内のトイレもあわせて多目的トイレへと、通常時も災害時も誰もが快適にご利用できる設置整備を図りたいと考えております。

続きまして、議第83号、別府市使用料の徴収に関する条例等の一部改正について説明いたします。議案書の2ページから4ページになります。

この議案は、令和5年10月1日からのインボイス制度開始にかかる所得税法等の一部を改正する法律により、消費税法の一部が改正され、条例が引用しております同法別表第1が繰り下げられたことに伴い、条例を改正するものです。

議案の内容につきましては、消費税の非課税取引について定める消費税法別表第1が別表第2に繰り下げられるため、例規中でこの別表を引用しております8つの条例につきまして、形式的に別表番号を繰り下げる改正を行うものです。

以上で説明を終わります。何とぞ慎重なご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○森山委員長

以上で、当局の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方はご発言を願います。

#### ○泉委員

コミュニティセンターの改修費用については、大変すばらしい予算だと私は認識しています。ただ、今回の内竈コミュニティセンターで分かったように、公共施設と言いながら、いわゆる障がい者が使えない施設が散見されることに問題がある。今の合理的配慮義務が来年度から義務化される中で、公共施設にバリアがあるというのは大変遺憾なこと。公共施設を調査して、バリアがある施設というのはどのくらいあるか。もし、資料があったら説明してください。今回のこの障がい者も使える公民館のコミュニティセンターの改修というのは、障がい者の方が本当に喜んでいます。議員の皆様もご存じだと思いますけど、この地区は、障がい者と健常者が一緒にグラウンドゴルフしている。障がい者は、このコミュニティセンターの便所が使えないから、自分が用を足すのに家まで帰らなければいけない。こういう状況が放置されていました。今回、総務課がこの予算を入れた。この予算は大変評価できるけども、やっぱりそういう公共施設で、障がい者の皆さんが利用しにくい、利用できないという箇所があれば、来年度合理的配慮義務が民間でも義務になるので、この機会に公共施設のバリアがない状況をどのように作っていくのか教えてください。

#### ○柏木総務部長

お答えいたします。まず、どのくらいバリアがあるのかという資料を持ち合わせておらず、大変申し訳ございません。また後日お示しさせていただきたいと思っております。今後、施設のバリアフリーにつきましては、やはり計画的に進めていくべきだと、委員のおっしゃるとおりだというふうに思いますので、計画を立てて随時、予算要求していくと。そういった形でバリアフリー、バリアのないまちを作っていくというふうに考えております。

○泉委員

この施設の工期はどのぐらいですか。

○行部総務課長

工期は、大体3か月を見込んでおります。いつから始めるかというのは、施設は指定管理しておりますが、管理者のほうと協議しながら進めていきたいと思っております。

○泉委員

3か月であれば年内完成ということになるが、トイレを利用したい方は待てない。緊急性というのを含んで、工事発注のときに、施工業者に速やかに着手していただくような要望を付してほしいというのがあります。それから部長、ともに生きる条例ができて10年目です。全国4番目に条例を制定しました。大変脚光を浴びましたが、公共施設、道路も含め、遅々として進んでないというのが現状です。それで、来年度から民間の施設所有者に対して、合理的配慮を実施しなさいという法令改正がありますが、公共施設にバリアがあるというのは絶対許されないことです。部長、そこを重く受け止めてください。やっぱり、年次ごとに公共施設、道路も含んでね、財源配分をして実施計画をやっぱり示さなければ僕はいけないと。言葉だけではいけないですよ。県道なんか見てください。歩道、歩道が狭隘で、車いすが通れないところが随所にあるじゃないですか。最近、電柱建て替えたのが全部真ん中に建っている。やっぱり、そういうことは、行政の姿勢が問われる。そういうことのないようにしてください。皆さん方が作った条例ですから、先進事例として、別府市は本当に障がい者にも高齢者にも、人に優しいまちだというのをやっぱり実現しなければいけないです。そのことは強く要望しときます。と同時に、この予算には大変感謝しています。ありがとうございました。

○柏木総務部長

今、委員からご指摘のありましたとおり、ともに生きる条例もありますし、別府市はやっぱりユニバーサルデザインのまちというのを目指しております。市民にも観光客にも優しいまちづくりというのが進めていかなければならないというふうには認識しておりますので、委員も言いましたとおり、計画的に進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

○森山委員長

それでは、部長、先ほどの資料の件は、また提出をしてください。

○柏木総務部長

資料はありますが、少し古い資料なので、一度それをお示しさせていただいて、新たに各課に照会出して、資料をそろえておきたいと思っておりますので、それができましたらお示しさせていただきます。

○泉委員

委員長、それお願いしておきます。

○森山委員長

それでは、資料を新しく作成をしましたら、配付をお願いいたします。  
ほかに質問ございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに質疑もないようですので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに議第 77 号、令和 5 年度別府市一般会計補正予算(第 6 号)総務課関係部分について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、第 77 号、総務課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議第 83 号、別府市使用料の徴収に関する条例等の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、議第 83 号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、総務課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

(休憩) 10 時 12 分

(再開) 10 時 13 分

○森山委員長

再開いたします。

次に、市民税課関係議案の審査を行います。議第 82 号、別府市税条例の一部改正について、当局から説明を願います。

○柏木総務部長

それでは、議第 82 号につきまして、市民税課長がご説明いたします。よろしく願いいたします。

○佐保市民税課長

おはようございます。市民税課長の佐保でございます。どうぞよろしく願いいたします。

委員長、まずご説明の前に、資料配付させていただきたいのですが、資料の内容は、入湯税の超過課税に関して答申書が出されましたので、その答申書の内容を皆様にお配りしたいと思っております。よろしく願いします。

それでは、今定例会に提案させていただいております議第 82 号につきまして、ご説明いたします。議案書右下の 1 ページをご覧ください。

別府市税条例の一部を改正する条例であります。これは平成 31 年 4 月 1 日から始まりました入湯税の超過課税が今年度末、令和 6 年 3 月 31 日でその期限を迎えることから、この超過課税をさらに 5 年延長しようとするものであります。

この入湯税は標準税率を 150 円としておりますが、本市におきましては、宿泊料金及び飲食料金が 6,000 円以下の区分については現行税率に据え置き、6,001 円以上、5 万円以下については税率を 250 円とし、100 円の超過課税となり、5 万 1 円以上は税率を 500 円とし、350 円の超過課税としております。

今回の条例改正にあたり、昨年度から、庁内の関係部課長で組織する庁内検討会議と、提案理由にありますとおり、外部有識者等で組織する評価等検討委員会の 2 つの会議を設け、

双方合わせて10回の会議を開催し、この超過課税の評価と見直しに係る検討を重ね、資料配付をさせていただきました答申書にありますとおり、この評価等検討委員会から、税率と期間は妥当であり、再度5年間延長することが妥当であるとの答申をいただいたものであります。

ここで超過課税額の推移を申し上げますと、令和元年度が1億5,480万円、令和2年度が8,140万円、令和3年度が9,480万円、令和4年度が1億5,950万円となっております。

なお、この超過課税分の使途につきましては、観光振興と温泉資源の保護確保に充てるとしてありますが、これは別途、別府市入湯税の超過課税分の使途に関する審議会におきまして、調査及び審議が行われております。

以上が、議第82号に係る議案の説明となります。何とぞご審議のほど、よろしくお願いたします。

#### ○森山委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方はご発言をお願いします。

#### ○野口委員

今、軒並み宿泊料金等が上がっているが、今の状況の中で、入湯税が当初の予想よりもかなり増えると思うが、その辺の見込みとかそういうのは把握していますか。

#### ○佐保市民税課長

入湯税全体の額としては、超過課税を始めた令和元年度は4億6,000万でした。当然ながら、令和2年度、3年度はコロナの影響で激減しましたが、令和4年度の決算では4億2,700万円と、令和元年度並みに戻ってきました。今年度の予算を一応、4億300万円というふうに予想していますが、現時点で、既に7月分の調定まででありましても、令和4年度を超えているような状況で、予想ですが、4億5,000万円近くまでいくのではないかと考えております。

#### ○野口委員

コロナ禍後で、私は少しホテルの宿泊料金を調べましたが、杉乃井辺りでも2万円が4万円を超えているわけですよ。だからもう、5万円に近づいているというようなことで、かなり入湯税の収入が増えるのではないか思っている。その辺のところを含めて今後、どうするかを考えて、熊本市みたいに宿泊税も導入するとか、そういうことも含めて、自主財源をどれだけ別府市が確保、獲得していくか。非常に問題になってくると思うので、その辺のことも考えながら対応していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

#### ○森山委員長

ほかにございませんか。

#### ○泉委員

この超過分について、どのくらい収入があったかということよりも、この超過分について、何に使ったかということが一番問われます。市長は、持続可能な温泉資源の確保ということを公約にもあげていますが、そうするのであれば、喫緊の課題というのがお湯枯れ、流量の減少、温度の低下、これが別府市の温泉資源の一番の課題ですよ。これにどう投入していくかということが一番問われている。そこの考え、お聞きしたい。

○佐保市民税課長

今、説明の中でも申し上げましたが、これまで超過課税5年間行ってきまして、この超過課税分というのは、観光振興と温泉資源の保護・確保というところで使用されているわけですが、そこは別途、使途の審議会というのが観光課のほうに設置されております。そこには、官民含めたところでの委員さんがいらっしゃいますが、そこで協議していただいているような状況ではあります。今後、委員さんがおっしゃるように、条例改正の時期にきており、これからの5年というところで、しっかりその使途の審議会のほうで協議していただきたいというふうに思っております。

○泉委員

これまでの観光施策、温泉の保護政策を見ていると、矛盾点というのが多い。それなぜかという、鍋山に大規模な露天風呂を作ろう、湯量を確保しなきゃいけないところを事業計画として出てきた。それは市民の反対にあって潰れてしまいましたが、今回、温泉資源の確保の審議委員で、なぜボーリング業者が入っていないのか。ボーリング業者というのは、別府市の地中の泉源については一番精通しているはずです。本当に、温泉資源の確保する気持ちがあるのだろうかという気がしてならないです。使途については、審議会を経てやると言っていましたが、別府市が提案したものを審議員がどうして否定できますか。それはもう最初から決まっているのでしょうか。当局、当該課として、やっぱりこれ超過負担分をかけているのであれば、温泉資源をどういうふうに保護していくか。湯量を確保するのか。このことが問われているということだけしっかり頭に置いてください。ある学者は、別府市の温泉資源は必ず枯渇するという警告も発している。私も本当に危惧しています。やっぱり、バイナリー発電48か所も掘って、温泉に影響がないわけじゃないですか。もう考えたら分かるじゃないですか。超過負担分だけでなく、保護という面で温泉課と連携してほしい。このことは指摘しておきます。

○柏木総務部長

今、委員からいただいたご意見につきましては、総務企画消防委員会の中でこういう意見がありましたということ担当部に報告させていただきます。

○泉委員

ありがとうございます。

○森山委員長

よろしいですか。

○阿部委員

今、泉委員がおっしゃった事業のところ、入湯税の使途に関する審議会、その審議会の中の答申の入湯税充当事業、事業報告書、令和3年まで出てきていますが、昨年の分が出てない。答申があって、審議会に答申がありますが、事業内容の報告というのは、どこの団体も議会にしても見ることがなかなかできない。予算書から一個一個事業名をひも解いて、これが充当している、これが充当しているのも、200近くある事業の中で入湯税が充当している事業に対しての評価というのができない状況にあるというのは、決算時期でもありますので、その部分で言うと担当課が、おそらく観光にはなると思いますが、この入湯税の超過課税というのはもう全市的に議論があった導入当初にあった部分でありますし、事業評価に対して審議会が行った審査内容、その当局が考えているその事業に対しての評価、それが見えるよ

うに、全庁的に体制をもう一度考え直していただきたいと思います。

○柏木総務部長

事業担当課につきましては、観光課と温泉課になります。審議会の担当課は、観光課でありますので、今いただいたご意見を、担当課のほうにお伝えしたいと思います。

○阿部委員

事業報告書が出ていないことは知っていましたか。総務課として。入りの税金の分を徴収する側として。

○佐保市民税課長

ホームページでホームページに当然掲載はしております。これまでのところというのは私も確認はしてきたところではあります。

○阿部委員

昨年度の事業報告書が出ていない状況は、全庁的には管理職の側としては知っていたのか。

○佐保市民税課長

すみません。手元に資料ありませんが、令和元年度からの事業報告というのは数十ページにわたって毎年あがっていたようにあります。

○阿部委員

令和3年まであがっていました。

○佐保市民税課長

令和4年度というところが、おそらく掲載されるのが、大体、使途の審議会が行われているのが10月、11月ぐらいに行われていますので、そこで承認を受けてあげるのかどうか分かりませんが、そのタイミングなのかなというふうにも考えられますが。

○柏木総務部長

今、市民税課長のほうからお話ありましたとおり、今回の議会に関しまして、今、まとめている最中だというふうに、令和4年度分は聞いておりますので、そのうち公表されるものというふうに思っています。

○阿部委員

今、決算時期なので、令和4年度の決算審議、来週から始まります。決算の対象としても各事業なっている部分があるので、そこはなるべく9月の決算時期に間に合うような、昨年度充当された事業に対しての評価というのは、決算資料の中でも出していただきたいと思えます。

○柏木総務部長

今、委員からありました要望につきましては、担当部のほうに私のほうから伝えておきたいと思えます。

○森山委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第 82 号、別府市税条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、議第 82 号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、市民税課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

(休憩) 10 時 23 分

(再開) 10 時 24 分

○森山委員長

再開いたします。

議第 77 号、令和 5 年度別府市一般会計補正予算(第 6 号) 財政課関係部分について、当局から説明を願います。

○安部企画戦略部長

おはようございます。

企画戦略部が提出しました議案についてご説明をいたします。企画戦略部におきましては、議第 77 号、令和 5 年度別府市一般会計補正予算(第 6 号) 関係部分を提案させていただいております。

それでは、財政課長のほうから説明しますので、よろしく願いいたします。

○矢野企画戦略部次長兼財政課長

おはようございます。財政課長の矢野です。どうぞよろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

議第 77 号、令和 5 年度別府市一般会計補正予算(第 6 号) 財政課関係部分についてご説明をいたします。予算書の 11 ページをお開きください。

別府市財政調整基金繰入金の減額では、今回の一般会計補正予算におけます一般財源余剰分を調整するため、財政調整基金からの繰入金 2 億 4,291 万 8,000 円を減額するものでございます。次の別府市公共施設再編整備基金繰入金の減額では、べっぷアリーナ大規模改修工事について、工事の進捗状況から、今年度予算を減額いたしまして、来年度予算へ計上するための減額補正を計上しております。その財源としての基金繰入金 5,339 万 5,000 円を減額するものでございます。次のべっぷ未来共創基金繰入金の追加額では、新図書館整備におけます敷地内の温泉給湯管移設に伴う物件移転補償費を補正計上しており、その財源といたしまして、基金繰入金 437 万 8,000 円を追加計上しております。

次に、12 ページをお開きください。繰入金の追加額では、令和 4 年度一般会計決算におきまして、実質収支が 6 億 9,555 万 2,000 円の黒字となり、令和 5 年度へ繰越しをいたしますが、当初予算におきまして繰越金 2 億円を計上しておりますので、その差額 4 億 9,555 万

2,000円を繰越金に追加計上するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。15ページをお願いいたします。

0163、基金積立金の追加額といたしまして、2億4,777万7,000円を計上しております。別府市財政調整基金積立金では、令和4年度決算に伴いまして、一般会計決算余剰金の2分の1となります3億4,777万7,000円を地方財政法の規定に基づきまして、基金に積み立てることとなりますが、当初予算で1億円を計上しておりますので、その差引き額を追加計上するものでございます。

以上で、財政課関係部分の議案についてご説明させていただきました。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### ○森山委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方はご発言をお願いします。

(「なし」と発言する者あり。)

別に質疑もないようでございますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第77号、令和5年度別府市一般会計補正予算(第6号)財政課関係部分について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、議第77号財政課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、財政課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

(休憩) 10時33分

(再開) 10時34分

#### ○森山委員長

再開いたします。

最後に防災危機管理課関係議案の審査を行います。議第77号、令和5年度別府市一般会計補正予算(第6号)防災危機管理課関係部分について、当局から説明をお願いします。

#### ○白石防災局長

おはようございます。

このたびの第3回定例会には、防災局関係としまして予算議案1件を計上させていただいております。内容等については後ほど担当課長から説明させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○中村防災危機管理課長

おはようございます。

それでは、議第77号、令和5年度別府市一般会計補正予算(第6号)防災危機管理課関係部分についてご説明いたします。座ってご説明させていただきます。

それでは、歳出からご説明いたします。補正予算書の15ページをお開きください。

事業番号0819、防犯・暴力絶滅対策に要する経費の追加額といたしまして、防犯対策電話

機当購入、購入費補助金 160 万円でございます。これは、令和 2 年度から開始しております特殊詐欺等被害防止対策推進事業といたしまして、高齢者を対象とした特殊詐欺等の被害防止を図るために、特殊詐欺等防止機能付き電話機及び機器を購入した方への補助金の追加額であり、特殊詐欺等被害の防止対策が期待できるものと考えております。今回の補正につきましては、報道等によりまして本事業の認知度が高まったことや、補助要件の条件等が緩和されたことなどから、当初の予定以上に申請者が増加し、不足が見込まれるため、所要額を追加補正するものであります。

詳細といたしましては、本年度当初予算には、需要見込みで 90 台分の 90 万円を計上しておりましたが、7 月 13 日時点で既に 86 件の申請があり、1 か月平均が約 20 台であることから、最終的に 160 台を加えた 250 台分の申請を見込みまして、その差分の 160 台分、160 万円を追加計上するものであります。

続きまして、補正予算書の 20 ページをお開きください。

事業番号 0536、地域防災に要する経費の追加額といたしまして、委託料の 1,354 万 9,000 円でございます。これは、今月末に大分県より中小河川浸水想定区域が示されることに伴いまして、水防法第 15 条にハザードマップを作成することが義務づけられていることから、小中河川洪水ハザードマップを作成するための所要額を計上するものであります。対象河川は、朝見川の中流及び上流部分、河内川、鮎返川、乙原川、境川、板地川、春木川、新川などの 8 河川となっております。なお、全自治会に配布するための委託料も含んでおります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。9 ページをお開きください。

中小河川洪水ハザードマップ作成の財源といたしまして、国の社会資本整備総合交付金から 451 万 6,000 円と、10 ページに掲載されております県の河川海岸関係事業費補助金から同じく 451 万 6,000 円を活用いたします。補助率はそれぞれ 3 分の 1 でございます。

引き続き、10 ページをお開きください。

防犯対策電話機等購入補助金の追加額 80 万円を計上しております。これは、歳出でご説明いたしました防犯対策電話等購入補助金 160 万円に対する大分県からの補助金の追加額となります。

以上で、防災危機管理課関係部分の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○森山委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方はご発言を願います。

○松川委員

予想より増えた理由は何なの。

○中村防災危機管理課長

大分県の制度自体が対象条件の緩和がされました。緩和されたことを報道したことで、市民の方に周知が広がり増えたというような背景がございます。

○松川委員

65 歳も含まれるということね、分かりました。

(委員長交代、副委員長小野佳子君、委員長席に着く)

○森山委員長

今、電話機を持っている方に対して1万円の補助だけでも電話機本体は、ピンキリだと思いますが、1万円以下の機械を別に取りつけることもあるでしょう。だからそこら辺をどれくらいの価格でどのような機械が購入されているのか。あと電話だけでなく、例えば、FAX付きの電話機を家庭で持っている人は、何か防犯の機械を取り付けるだけという話も聞いていますが、そういうところがもし分かれば教えてください。

○中村防災危機管理課長

補助額の額面で言いますと、大体1万円というのはこの上限まで行っているのが大半なので、まず1万5,000円以上の商品のときに1万円の満額行ってしまいますが、その商品自体がお店でいくらとかぐらいで取引されているかは把握できていないですが、満額行くぐらいの値段のものになります。電話機そのものはそれでいいですが、委員が言われましたようにFAXが入っているとこういうようなときには、2パターンあって、1つは、相手にコールするまでにかけてきた人にこの電話は今から録音されますけどいいですかとかいうことで、詐欺に対して抑止力を働かせ、切らせるパターンのもので、もう1つは、過去の詐欺とかで使われた電話番号がデータベースに入っているものがあり、機械が判断して、かかってきた瞬間にもう切ってしまう、繋げないようにするという機器があります。その機器のほうであれば、FAXとかがあるところの電話線の手前に入れれば、詐欺師からの電話はもうFAXにも来なくて、そこで止めてくれて、知り合いの番号であれば、リストに上がっていないので、そのまま家の電話が鳴る形があるので、ここは、それぞれのご家庭にどのような電話機が置いているかを市内の電気屋に相談し、商品を購入していただいているというのが現状でございます。

○森山委員長

それと、私なんか電話買い換えてまだ間がないけども、やはりいろんな方から電話かかってきます。市民もほかの人も。そうしたときに、例えば1万円以下のもののそういった機械を電話に付けるといったことも補助されますか。

○防災危機管理課長

その機器が対象になっているかどうかというのがあります。条件を満たしている機器かどうかということで、本体パターンとその番号をシャットアウトする、この2つの機能に対して、いろんなメーカーがぶら下がっていますが、この形でないと駄目ですというふうな決まりはありますので、機能を満たしているか満たしていないかということなので、今言われます機械がそれに該当しているのかどうか。機械はどういうものを指しているのかが、分からないので。

○森山委員長

ありがとうございました。

(委員長交代、委員長森山義治君、委員長席に着く)

○森山委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りします。

議第 77 号、令和 5 年度別府市一般会計補正予算（第 6 号）防災危機管理課関係部分について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、議第 77 号、防災危機管理課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会は、付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告及び会議録の作成につきましては委員長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告及び会議録作成につきましては委員長に一任させていただきます。

以上をもちまして総務企画消防委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

○閉議：10 時 45 分